

第3回「新生さくら道」の会定期総会が平成23年5月15日（日）午後3時より、相模が丘コミュニティセンターホールで来賓の遠藤市長出席のもと行われ、「平成22年度事業報告」「平成22年度会計決算報告」「平成22年度会計監査報告」「平成23年度事業計画(案)」「平成23年度会計予算(案)」が原案どおり承認されました。

「平成22年度事業報告」「平成23年度事業計画」「資料「新生さくら道」の会 会則」は以下のとおりです。

平成22年度 事業報告

I. 事業推進プロセスの報告

1. 第35回さくら祭開催

2. 「さくら道だより」の発行

3. 拡大研究会開催(以下の(1)は、第1回の略。(2)以降同じ)

(1) 平成22年5月13日 — 実施設計要素洗出し・浄財募金検討プロジェクトチーム立上げ

①景観と植栽 ②設備 ③道路機能 ④安全安心 ⑤デザイン統合 ⑥浄財募金

(2) 平成22年6月10日

(3) 平成22年7月8日

(4) 平成22年8月12日 — 各プロジェクト調査検討の発表

(5) 平成22年9月15日 — 設計業者の決定「昭和株式会社」

具体的設計要素検討特別委員会の発足(以後3月まで月1回開催)

(6) 平成22年10月7日 — さくら道の名称「さくら百華の道」に決定、

(7) 平成22年11月11日

(8) 平成22年12月9日

(9) 平成23年1月19日 — 基本設計案説明

街づくり拠点準備委員会・看板起草委員会の結成

(10) 平成23年2月10日

(11) 平成23年3月12日 中止(東日本大震災のため)

(12) 平成23年4月14日

4. 役員会

(1) 平成22年10月7日

(2) 平成23年5月13日

5. 隣接住民へのアプローチ

(1) 平成22年11月30日、12月1・2・3日の4日間開催

(2) 平成22年11月中旬の3日間 — 公園緑政課・さくら道の会が家庭訪問し、通用門、樹木残しの希望等の聴き取り

(3) 平成23年3月12日 → 平成23年4月24日 — 住民の方の90名強の参加でした。

II. 平成22年度事業は何と云って基本設計()の具体要素について、あらゆる角度から、例えば、①どのような設備を整えるのか、②どのようなデザイン・色調にするのか、③どんな植栽を選ぶのか、④どのような仕上がりにするのかを調査・検討し、議論しました。その成果が完成した基本設計です。まもなく、予算を伴った実施設計が仕上がり、市へ設計会社から提出されます。

完成した基本計画は、ここに記すことに替えて、パワーポイントとパネルの画像によってご報告いたします。

平成23年度 事業計画

I. 最重要目標

第1期工事の円滑な完成を支える

平成19年から始まった緑道再生に関わる市民運動は、市との協働によって、構想段階、計画段階、設計段階へと住民とのコンセンサス形成を円滑に進め、いよいよ本年度は第1期工事の着工へと具体的な成果に結びつきました。

市の発表によると第4次座間市総合計画(平成23年度～32年度)の戦略的プロジェクトに位置づけ、住民と協働により相模が丘仲よし小道(さくら道)を平成26年度までに再生を完了し、整備率100%とします。

※第1期工事(平成23年度)には8100万円の予算が計上されています。基本計画から実施設計までに数千万円の費用が充てられており、第1期工事完了時には、1億数千万円の費用を投ずることになります。

- ①住民へ工事の工程を綿密に周知徹底を図る。
《安全性・迂回路等》
- ②中学校の通学路に指定されているため中学校との協議が必要になる。
《安全対策の徹底等》
- ③隣接住民に対して、側面から理解と協力を得る。
《環境づくりを図る等》
- ④広報活動の徹底

II. 緑道は“生命”そのもの。

1600本に新たに植えられる植物。

それは約130品種、約2万5千本の規模になるだろう。

その一本一本は地域の資産となる前に、幼い生き物である。それぞれが個性を発揮して、地域の資産となるように、見守り、育成する。

地域で育てる元年となる。

- ①中学生とPTA、共に育てる活動を推進する。可能ならば、小学生とも活動できたら。
《中学校(小学校)との協議が必要》
《アイデアの開発》
- ②セミナーの開催
中学生とPTA
地域住民
- ③ガーデニングコンテストの構想づくり - 隣接住民を対象にして
- ④イベントの開催 - 七夕祭り、紅葉祭り
- ⑤さくら道だより - 守り育てる啓発

III. 緑道の維持・管理について、具体的体制の確立。生き物を見守り育てていく。これは歳月を必要とする。私たちの世代で完結することはできない。永続できる体制づくり、次世代へ託す環境づくりに具体性を持たなければならない時期に来ている。

- ①維持管理についての実務範囲について、議論する。
- ②構想を持つ。(指定管理者制度またはNPO法人)
- ③市と協議する。まず、維持管理の分担についての議論を行う。

IV. 多機能拠点について(街づくり拠点)

V. 植栽についての学習会

- ・桜守 剪定・害虫駆除等
- ・その他の植栽

VI. 看板類の整備について [看板は縦書き]

相模が丘 仲よし小道(相模が丘 さくら百華の道)

- ①総合案内板(仮称)
- ②道 標(仮称)
- ③付近図(仮称)
- ④理 念(案)

住民アンケート調査の結果を踏まえ、「ソメイヨシノ」によらない新しい桜並木の実現を目指し、地元住民と座間市が協働で検討した結果、以下のような基本的考え方のもと、この事業を進めることとした。

- 一. この緑道公園を「さくら百華の道」と名付ける。
- 二. 「さくら百華の道」には一部の「ソメイヨシノ」を残し、多種多様の桜を植栽することにより長期間(2月～5月)のさくら鑑賞を可能にする。
- 三. 季節ごとの花木を植えることにより一年中楽しめる緑道公園とする。
- 四. 休憩施設、水飲み場、トイレ、イベント広場等を適度に配置し、憩いの場とする。
- 五. 隣接住民に配慮し、光傷害の少ない園路灯を配置すると共に、道路交差部を工夫して、安全・安心な緑道公園とする。
- 六. 園路(中央部)は曲線を導入することにより、桜を極力中央部に配するとともに、植栽の変化・景観の演出を行う。
- 七. 地元住民・座間市・専門家が連携と役割分担を行い、かつ活動を次世代へ引き継ぐ仕組みづくりを目指す。

⑤維持管理規定(案)

緑道を利用される方へ

- 一. みんなで緑道をきれいにし、木や花を大切にしましょう。
- 二. 緑道から一般道路へ出るときは気をつけましょう。
- 三. 騒いだり、汚したり、壊したりなど他人の迷惑になることはやめましょう。
- 四. ゴミやたばこの吸い殻は持ち帰りましょう。
- 五. 犬を放しての散歩はやめましょう。犬等のフンの後始末をしましょう。また、野良猫等へのえさやりはやめましょう。
- 六. 火の使用(花火、たき火など)や危険な遊び・球技(野球、サッカー、ゴルフなど)はやめましょう。
- 七. 南端から九八〇は歩行者・自転車共用道です。それ以外の場所では自転車は降りて通行しましょう。オートバイは通行禁止です。
- 八. お祭り・緑道を占めての集会や出店・営業行為は座間市の許可が必要です。
- 九. 植物を植えたり、物件の設置(自転車・バイクの駐輪を含む)は座間市の許可が必要です。
- 十. 掲示板(管理者は各自治会長)への掲示は座間市の許可が必要です。

⑥歴史と説明(案)

終戦(昭和二〇年一九四五)後の食糧難は深刻で、食糧増産は国の重要施策だった。昭和二三年(一九四八)、畑地灌漑(はたちかんがい)事業《畑に水路を掘り水を流す。以下、畑灌(はたかん)》が行われた。

桜「ソメイヨシノ」は昭和三八年(一九六三)頃、畑灌の土手に自治会、消防団、婦人会の手で植樹した。桜の管理は個人奉仕活動から、相模が丘さくら保存会(昭和四九年 一九七四)が受け継いだ。毎年四月、さくら祭りが実施され市外からも大勢の花見客でにぎわう桜の名所となった。残念なことに、桜は老木となり、倒木の危険性が増してきたため、伐採することになった。そこで、平成一九年(二〇〇七)住民アンケート調査を実施したところ、桜並木の存続を願うという声が圧倒的だった。新たに事業を興すためさくら保存会は発展的解消をし、平成二〇年(二〇〇八)「新生さくら道」の会を発足させた。

緑の少ない相模が丘に、安全安心な・緑豊かな緑道公園、つまり桜を中心とした潤いのある緑の空間を創るという新しい考え方で、全長一・六キロメートルの「仲よし小道」に約六〇品種・約二一〇本の桜を植え、ほかにも多様な花木の植栽等、誰もが楽しめて・みんなが憩える緑道、さくら百華の道を創出した。座間市と「新生さくら道」の会の協働街づくり事業により、平成二三年(二〇一一)に施行された。

この緑道は相模が丘の住民のもので、私たちはこの大切な道をいつまでも美しく、心癒される空間として守り育てていきましょう。

「新生さくら道」の会 会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 座間市において最も緑化の後れているこの相模が丘地域において、緑の基盤を積極的に整備すること、よりよい生活環境を形成することを基本的な目標とする。その実現の第一歩として「仲よし小道」(通称 さくら道)のリニューアルを目指し、計画に地域住民の意志を結集し、反映していくための諸活動を行う。

- (1) 地域住民が望む公園道路イメージの策定。
- (2) 地域住民の合意形成のための諸活動。
- (3) 市の整備計画や事業計画等に反映するための諸活動。
- (4) 公園道路の維持・保全への住民参加、市との協働。
- (5) 緑を介した会員相互の交流。
- (6) 他の緑化推進、自然保護団体との交流。
- (7) その他、会の目的を実現するために必要な事業。

(名称)

第2条 この会の名称は「新生さくら道」の会と称する。

(事務所所在地)

第3条 会の事務所は座間市相模が丘会長宅に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 会員は会の目的に賛同する個人、団体会員並びに賛助会員とする。

(入会)

第5条 会に入会しようとする者は入会届(別紙1号様式)を会長に提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員は次の各号のいずれかに該当したときは退会したものとみなす。

- (1) 退会届(別紙第2号様式)を会長に提出したとき。
- (2) 理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (3) 何らかの理由により会に参加できないと会長が認めたとき。

(会員の義務)

第7条 会員は会が実施する事業や催しに積極的に参加するものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条 会に次の会議を置く。

- (1) 総会。
- (2) 運営委員会。
- (3) 役員会。
- (4) 拡大研究会。

(総会の性格と構成)

第9条 総会は会の最高意志決定機関であり、全会員をもって構成する。

(総会の種類と招集)

第10条 総会は定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2 定期総会は毎年度当初に招集する。

3 臨時総会は会長が必要と認めるとき、もしくは会員20名以上の者により文書による開催請求があったときに開催する。

(総会の成立)

第11条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状はこれを認める。

(議事の決定)

第12条 総会の議事は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の権限)

第13条 総会は次の事項を審議し決定する。

(1)会の事業内容。

(2)会の予算及び決算。

(3)その他の重要事項。

(総会の開催通知)

第14条 総会の開催に際しては、開催日の10日以前までに文書により全会員に通知するものとする。

(運営委員会の性格と構成)

第15条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、運営委員で構成し、総会から次の総会までの間、会の運営について諸方針を決定し運営する。

(運営委員の選出)

第16条 運営委員は会の中より互選され、かつ総会で承認された代表で構成し、任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めるときに会長がこれを招集する。

(運営委員会の成立)

第18条 運営委員会は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状はこれを認める。

(議事の決定)

第19条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(運営委員会の業務)

第20条 運営委員会は、総会の議決に基づき審議し運営にあたる。

2 運営委員会は、その目的を推進するため研究会を置くことができる。

(拡大研究会の構成と招集)

第21条 研究委員は役員会で指名する。

- 2 研究会は運営委員、役員が参加し、拡大研究会とする。
- 3 拡大研究委員には、市、日本花の会を加えて構成する。また、必要に応じて市委託業者等が参加することができる。
- 4 拡大研究会は必要に応じて会長が招集することができる。

(役員会の構成と招集)

第22条 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会の審議事項は次のとおりとする。

- (1)総会及び運営委員会に提出する議案の作成及び審議。
- (2)その他、総会及び運営委員会に属さない事項。

(議長の選出)

第24条 総会、運営委員会の議長は、それぞれの会議の構成員の了解を得て会長がその都度指名する。

(会議録の作成及び保管)

第25条 第8条に定める会議の会議録は書記が作成し、これを保管しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類)

第25条 会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名。
- (2)副会長 若干名。
- (3)総務 若干名。
- (4)会計 若干名。
- (5)組織 若干名。
- (6)企画 若干名。
- (7)広報 若干名。
- (8)事業 若干名。
- (9)会計監査 2名。

(役員を選出)

第27条 会計監査を除く役員は、運営委員の互選により選出し総会の承認を得るものとする。

- 2 会計監査は地域団体から推薦を受け、これをあてる。

(役員の仕事)

第28条 会長は、会を代表し、会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 総務は、事務・連絡を主務とし、並びに地区委員を統括する。加えて他の役員に属さないものすべてを行う。
- 4 会計は、会のすべての収入・支出を把握し記帳する。
- 5 組織は、地域住民対応及び会員募集対策、住民参加施策等の開発組織化にあたる。
- 6 企画は、第1条に定めた目的に沿った事業の企画立案にあたる。
- 7 広報は、会報の発行を行い、配布・提出にあたる。

- 8 事業は、承認された事業の運営にあたる。
- 9 会計監査は、会の会計事務を監査し、その結果を報告する。

(役員の任期)

第29条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 会計

(会の経費)

第30条 会の経費は、会費・団体会費・補助金・助成金・寄付金・その他とする。

- 2 会費は年間一口500円とする。ただし、中途入会者も同額とする。
- 3 団体並びに賛助会費は、年間一口5,000円とする。
- 4 納入した会費は一切返還しない。
- 5 寄付金は、運営委員会の承認を得て受領する。
- 6 自治会の分担金は、一口5,000円を二口とする。
- 7 自治会の助成金は、20,000円とする。

(経費の取り扱い)

第31条 会の収入は、全て会の経費としてこれを予算に計上し、運営委員会の議を経て次の総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第32条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第33条 決算など、全ての会計報告は、総会の承認を受ける前に会計監査の監査を受けなければならない。

第6章 補足

(会則の改正)

第34条 この会則の改正は、第11条並びに第12条の規定に基づき処理する。

(その他必要な事項)

第35条 この会則に定めるもののほか、会の業務運営上必要な事項は、運営委員会においてこれを定める。

施行 平成20年6月22日

改正 平成21年4月30日

改正 平成22年4月24日